

# 南部町森林組合 登録内容の変更案内

組合員情報の適正な管理のために



# 組合員が亡くなられた場合（相続）

## 相続人による承継手続きの流れ

### 01. 相続開始



（組合員のご逝去）

### 02. 代表選定



相続人間で  
代表者1名を決定

### 03. 加入申込



**300日以内に  
書類を提出**

### 04. 承継完了



権利義務を  
そのまま引継ぎ

※期限を過ぎると持分の承継手続きが煩雑になる場合がございます。

# 住所・氏名等の変更手続き

配当金や重要書類を確実にお届けするために



住所変更：引っ越し等による通知物の送付先変更



氏名変更：ご結婚や改姓によるご登録名の変更



名称変更：法人の名称や代表者の変更



口座変更：配当金等を受け取る指定口座の変更



# 山林を売却・譲渡される場合（脱退）

# 60

日前までに予告

森林所有者でなくなった場合、年度末に脱退となります。



予告期限：12月31日の60日前（10月末）まで。



持分払戻：脱退時に規定の出資金を払い戻します。



債務精算：未払い債務等は払い戻し額から差し引かれます。

# お手続きに関する お問い合わせ

## 南部町森林組合

(事業年度：1月1日～12月31日)



**0556-64-2045**



**nanbusinrin.ub@vega.ocn.ne.jp**

 お手続きの詳細は、組合事務所までお気軽にご連絡ください